

保護者の皆様へ

大阪市立平林小学校

校長 古山 清

平成 30 年度 就学援助制度(早期 2・一般・随時)について

大阪市では、経済的な理由によって子どもたちの学習する権利が妨げられないように、教材費・給食費・修学旅行費等の学校教育にかかる費用について必要な援助を行う就学援助制度を設けています。援助を希望される方は「平成 30 年度(2018 年度)就学援助制度のお知らせ(早期 2・一般・随時)」や申請書の裏面をよくお読みいただいて、申請の手続きを行ってください。なお、平成 30 年度の早期 1 で申請済の方については、今回の申請は不要です。

1. 申請に必要な書類

① 「平成 30 年度 就学援助申請書 兼 世帯状況票」 (同一校 1 世帯につき 1 枚提出)

- ・「平成 30 年度就学援助制度のお知らせ」に記載の申請理由①～⑪から該当する番号をお選びください。
- ・申請理由を証明する書類を貼付(裏面にのり付け)してください。ただし、一般 1 申請の方は証明書類不要です。

② 「就学援助費口座振替申出書」

- ・就学援助費の振込先を学校徴収金届出口座(ゆうちょ銀行)と同じ口座を希望される場合は、提出不要です。
学校徴収金届出口座(ゆうちょ銀行)と異なる口座を希望される場合は、提出が必要です。

2. 申請受付期間 「平成 30 年度就学援助制度のお知らせ」に記載の申請理由から該当する番号をお選びください。 なお、申請理由によっては、受付期間が異なるので注意してください。

申請期間 申請理由番号	早期 2 申請 (書類による審査)	一般 1 申請 ※ (税情報利用による審査)	一般 2 申請 (書類による審査)
	3/1(木)～3/15(木)	3/1(木)～5/15(火)	3/1(木)～6/29(金)
①	添付が必要な証明書類は 申請書の裏面に記載	「□税情報を利用する。」に チェックして、記名・押印	添付が必要な証明書類は 申請書の裏面に記載
② ～ ⑪	申請理由を証明する書類を添付 (⑩番は証明書類不要)	申請できません	申請理由を証明する書類を添付 (⑪番は証明書類不要)
⑫	申請できません	「□税情報を利用する。」に チェックして、記名・押印 ※住宅が「借家等」の方は、 賃貸契約書の写しも提出	添付が必要な証明書類は 申請書の裏面に記載 ※住宅が「借家等」の方は、 賃貸契約書の写しも提出

※一般 1 申請の方は、所得に関する証明書類の添付は不要です。ただし、3/15(木)までに市税事務所で所得の申告を行ってください。なお確定申告期間中は、住之江区内で臨時の申告会場も開設されます。あわせて、「平成 30 年度就学援助制度のお知らせ」の 3 ページにある税情報の利用もご参照ください。

※平成 29 年度に就学援助を受けておられた方も、毎年、申請書及び証明書類の提出が必要です。

3. 申請書類の提出先、お問い合わせ先

〒559-0024 大阪市住之江区平林南2丁目 6 番 48 号
大阪市立平林小学校 事務室 宛 (☎ 06-6683-0071)

※申請書類には重要な情報が多く含まれています。絶対にお子さんには持たせないでください。

また、申請書の受付や書類の確認をより適正に行うため、お預かりした際に「受領書」を交付しますので、できるだけ**保護者の方が学校事務室まで持参していただきますようご協力お願いします。**

なお、どうしても来校できない場合は、上記まで郵送してください。

※今回この制度を希望されなくとも、生活状況が変わるなど新たな事情が発生して、援助を受けようと思われた方につきましては、年度途中での申請(随時申請)も可能ですので学校事務室までご相談ください。

申請についての留意事項

【申請理由を証明する書類について】

「平成 30 年度就学援助制度のお知らせ」の「1 援助を受けられる方」の表、または「就学援助申請書兼世帯状況票」(=申請書)の裏面をよく読んで、申請書とあわせて提出してください。

申請理由が①・⑫の場合

生計を一にする世帯全員分(平成 12 年 4 月 2 日生まれ以降の方は除く)の所得を証明する書類が必要になります。なお、確定申告書の写しや源泉徴収票の添付は不可となっていますのでご注意ください。

申請理由が①・④・⑤・⑧・⑫でひとり親家庭の場合

申請者に配偶者がいないことを証明する書類が必要になります。
(「平成 30 年度就学援助制度のお知らせ」の 5 ページ参照)

申請理由が⑫で住宅の形態が「借家等」の場合

申請者がお住まいの住居の賃貸契約者であることを証明する書類が必要になります。
(「平成 30 年度就学援助制度のお知らせ」の 6 ページ参照)

【税情報の利用】(詳しくは「平成 30 年度就学援助制度のお知らせ」の 3 ページ 税情報の利用 をご覧ください。)

早期 2 申請では利用できません。利用できるのは、一般 1(税情報利用)申請であり、申請理由が①または⑫番の方で、世帯全員の同意を得ており、平成 30 年 1 月 1 日現在、大阪市内在住の方に限ります。
なお、同意された場合は、証明書類の提出が不要になります。

【所得の申告について】

所得のなかった方や市民税・府民税が非課税になる方については、本来、所得の申告が不要ですが、就学援助の申請のためには、原則として市税事務所での申告が必要になります。したがって、「税情報を利用する」場合も「税情報を利用せず、証明書類を添付する」場合も、あらかじめ市税事務所で所得の申告を行っておいてください。
(「平成 30 年度就学援助制度のお知らせ」の 4 ページ参照)

なお、住之江区では、確定申告期間中、以下のとおり臨時の申告受付会場が開設される予定です。

詳しくは、平成 30 年 2 月初旬発行の区広報誌、または大阪市ホームページをご確認ください。

また、申告の内容について分からぬことがございましたら、あべの市税事務所へお問い合わせください。

開設期間	平成 30 年 2 月 16 日(金)～3 月 15 日(木)【ただし、土・日を除く】
受付時間	月～木曜日 …… 9:00～17:30 金曜日のみ …… 9:00～19:00
開設場所	大阪市住之江区役所 〒559-8601 大阪市住之江区御崎 3-1-17
申告についてのお問合せ先	あべの市税事務所 (☎ 06-4396-2953)

【入学準備補助金】(新 1 年生のみ)

小学校新 1 年は 40,600 円、中学校新 1 年は 47,400 円を上限に実費額を支給します。

なお、入学準備補助金にかかる購入経費を証明する領収書は、ご家庭で保管しておいてください。(提出は不要です。)
[例:標準服(制服)、体操服、ランドセル、水筒、雨傘など学校で必要なもの]

【就学援助費の振込口座について】

口座は保護者名義に限ります。(子どもの名前の口座には振り込みできません。)

できるだけ学校徴収金口座(ゆうちょ銀行)による受け取りをお願いします。

徴収金口座での受け取りの場合、申請書の最下欄の「口座振替を希望する」と「徴収金届出口座を利用する」にチェックを入れてください。